

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	保育所保育士（早出勤務） 三良坂保育所において、午前7時15分から午前8時15分までの早朝保育に対応する保育士を確保する目的で設置する職であり、乳幼児等の保育にかかわる業務全般（書類作成等を含む）を担います。
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：2人程度
申込受付期間	令和8年1月26日（月）午前8時30分から 令和8年2月 4日（水）午後5時15分まで
業 務 内 容	三良坂保育所での乳幼児等の早朝保育にかかわる業務全般（書類作成等を含む）
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 1 令和8年4月1日に日々雇用登録可能である人 2 保育課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 3 保育士の資格を有する人若しくは令和8年4月1日までに資格を取得する見込みの人 ※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	1 提出書類 (1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証（写し） 受験資格3を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。 ※資格の取得見込の人は、取得見込であることを確認できる書類（資格試験の受験票等）の写しを提出してください。 (3) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので、申込者自身の宛て先（郵便番号、住所及び氏名）を明記し、<u>110円分の切手</u>を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。 2 提出方法・期限 (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（保育所保育士（早出勤務））」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

受験票の交付	受験票は、申込時に提出された返信用封筒により、令和８年２月６日（金）までに発送する予定です。令和８年２月１２日（木）までに届かない場合は、問い合わせ先へご連絡ください。	
試 験	日 時	令和８年２月１４日（土）
	場 所	三次市役所６階会議室（三次市十日市中二丁目８番１号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約１０分）
	携 行 品	受験票
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職種別）	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和９年３月３１日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。 ※保育士資格の取得見込を要件として受験した人が所定の資格を取得できなかった場合は、日々雇用資格を失います。
任 用	三良坂保育所における早朝保育の実施について、必要の都度、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、保育課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。	
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを三良坂保育所長へ提供します。	
主 な 勤 務 条 件	登 録 期 間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市三良坂保育所
	勤 務 時 間	７時１５分から８時１５分まで
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給 料 ・ 報 酬	（福祉職給料表１－４４号給）時間単位：１，７５３円
	手 当 制 度	通勤手当相当費用弁償ほか
	福 利 厚 生	災害補償
	服 務	地方公務員法第３０条から第３７条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第２８条（分限）及び第２９条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目８番１号 三次市子育て支援部保育課保育係（市役所東館２階） TEL 0824-62-6147 FAX 0824-62-6300 受付時間：月～金曜日の８：３０～１７：１５（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。